

公益法人制度改革 ～ 一般社団法人・一般財団法人制度の創設 ～

平成20年12月1日に、いわゆる公益法人制度改革関連三法として、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が施行され、従来の公益法人制度及び中間法人制度が廃止されるとともに、新たに登記により法人格が取得できる一般社団法人・財団法人制度並びに行政庁の公益認定による公益社団法人・財団法人制度が、それぞれ創設されました。

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が制定された背景

明治29年の民法の制定以来、税制上の優遇措置を受けることができる公益法人(社団法人、財団法人)を設立するには、主務官庁による設立の許可が必要とされ、「法人格の取得」、「公益性の判断」、「税制上の優遇措置」が一体となっていました。

そのため、法人設立が簡便でなく、また、公益性の判断基準が不明確であったり、営利法人類似の法人等が公益法人として税制上の優遇措置を受けるなど、様々な問題が生じているとの指摘がありました。

また、平成10年の特定非営利活動促進法(NPO法)の制定、平成13年の中間法人法の制定により、営利(剰余金の分配)を目的としない社団について法人格取得の機会が拡大されてきましたが、特定非営利活動法人を設立するには行政庁の認証が必要であり、また、いずれも社団のみに関する制度であるという問題がありました。

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」は、法人格の取得と公益性の判断を分離するという基本方針の下、営利(剰余金の分配)を目的としない社団と財団について、法人が行う事業の公益性の有無に関わらず、登記のみによって簡便に法人格を取得することができる法人制度を創設したものです。

詳しくは、お近くの司法書士にお問い合わせください。

参照ページ

- ◆一般社団法人及び一般財団法人制度Q&A
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji153.html>
- ◆一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の概要
http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/koueki/pdf/0602ipan_syadangaiyou.pdf
- ◆公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の概要
http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/koueki/pdf/0602koueki_gaiyou.pdf
- ◆一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要
http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/koueki/pdf/0602seibi_gaiyou.pdf